

「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、当行ホームページからの投資信託口座開設の開始に伴い、2024年1月9日より「投資信託・公共債 総合取引約款・規定集」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

● 「新」欄：追加・修正箇所を赤字で表示

旧	新
<p>投資信託総合取引約款 第3条（申込方法）</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名押印し、これを当行の投資信託の窓販を行う営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって投資信託総合取引を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。</p> <p>(2) 前項の申込みに当っては、投資信託に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設も併せてお申込みいただきます。</p> <p>(3) 第1項の申込書に押印する印鑑は、第6条に定める指定預金口座の届出印と同一の印鑑（以下「届出印」といいます。）としていただきます。</p> <p>(4) 当行が用意するタブレット端末にて投資信託総合取引（前条第1項第1号から第5号の各約款に記載の口座開設及び取引等を含みます。）を申し込む場合、申込書の提出は必要ありません。ただし、第三者がタブレットを操作していないことの証跡として「投資信託取引意向確認書」に必要事項の記入と署名・捺印（届出印）のうえご提出いただきます。</p>	<p>投資信託総合取引約款 第3条（申込方法）</p> <p>(1) お客さまは、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名押印し、これを当行の投資信託の窓販を行う営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって投資信託総合取引を申込むものとし、当行が承諾した場合に限り投資信託総合取引を開始することができます。</p> <p>(2) 前項の申込みに当っては、投資信託に係るお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）の開設も併せてお申込みいただきます。</p> <p>(3) 第1項の申込書に押印する印鑑は、第6条に定める指定預金口座の届出印と同一の印鑑（以下「届出印」といいます。）としていただきます。</p> <p>(4) 当行が用意するタブレット端末又は当行ホームページにて投資信託総合取引（前条第1項第1号から第5号の各約款に記載の口座開設及び取引等を含みます。）を申し込む場合、申込書の提出は必要ありません。ただし、タブレット端末からのお申込みにつきましては、第三者がタブレットを操作していないことの証跡として「投資信託取引意向確認書」に必要事項の記入と署名・捺印（届出印）のうえご提出いただきます。</p>